

公益社団法人大分県社会福祉士会 費用弁償に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、役員及び会員又は職員に対して支給する旅費、宿泊費等の費用弁償について定める。

(対象)

第2条 この規則の適用の対象となる会務とは、次の各号に掲げる活動をいう。

- 1) 役員が、定款に定める理事会又は理事会が特に必要と認める業務に参加する場合。
- 2) 役員が、公益社団法人日本社会福祉士会又は九州ブロックの会議等に参加する場合。
- 3) 役員及び会員又は職員が委員会等の会議に出席し、その業務に参加する場合。
- 4) その他会長が特に費用弁償をする事を承認して行う事業等に参加する事。

(範囲)

第3条 この規則によって弁償を受ける事が出来る費用は、予算内において次の各号に定められたものに限る。

- 1) 会務に従事するために要する交通費はJR普通料金、バス料金、乗用車1km(往復の距離)当たり20円とする。有料道路通行料は、距離50km以上の場合に支給する。
- 2) 会務に従事するために要する宿泊費は実費とする。
但し、1泊1万円を限度とし、航空機等利用の場合はパック利用料金を原則とする。
- 3) 役員が会務上必要と認められた懇親会費等。
- 4) その他の経費で、理事会が特に必要と認めたもの。

(費用の請求)

第4条 費用の弁償を受けようとする場合は、旅費等請求・精算書を本会事務局にしなければならない。前払いを受けた場合は会務終了後20日以内に領収書等を添え旅費等請求・精算書を提出し、精算をしなければならない。

(規則の変更)

第5条 この規則の変更は理事会の議決を得なければならない。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

変更した規則は、2019年4月1日から施行する。「第2条 2) 第3条 1)」

変更した規則は、2019年10月1日から施行する。「第3条 1)」